事 務 連 絡 令和2年11月20日

 都
 道
 府
 県

 指
 定
 都
 市

 各
 中
 核
 市

 児童相談所設置市

児童福祉主管課担当者 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

児童入所施設等への重点的な検査の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。こうした中で、医療施設、高齢者施設等(%1)でのクラスターが多数発生しています。

このため、これまでも、児童入所施設等(※2)の入所者、職員に対する検査の徹底について、都道府県等に要請してまいりましたが、さらにこうした対応を進めるための方針や取組をとりまとめ、別紙のとおり各都道府県衛生主管部(局)等宛に送付されておりますので、貴部(局)におかれては、内容御了知の上、衛生主管部(局)と連携し、一層の取組の推進にご協力をお願いいたします。

また、自費検査を実施した場合の補助については、保健所による行政検査が行われない場合において、児童入所施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、それが施設等の運営に必要不可欠であれば、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業)」の対象経費として差し支えありませんので、自費検査を実施した場合の補助に係る当該補助金の活用について、管下児童入所施設等に確実に周知いただくようお願いいたします。

なお、別紙の内容については、厚生労働省より別途関係団体に伝達済みであることを 申し添えます。

(※1) 当該事務連絡及び別紙事務連絡において、児童入所施設等については、「高齢者施設等」の「等」に含んでいることを申し添えます。

(※2) 児童入所施設等の範囲

児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童相談所一時保護所、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所

事 務 連 絡 令和2年11月19日

都道府県 保健所設置市 特別区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について (要請)

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。こうした中で、医療施設、高齢者施設等でのクラスターが多数発生しています。

このため、これまでも、高齢者施設等の入所者、介護従事者に対する検査の徹底について、都道府県等に要請してまいりましたが、さらにこうした対応を進めるための方針や取組をとりまとめましたので、これを踏まえ、一層の取組を推進していただきますよう、お願いいたします。

記

- 1. 高齢者施設等での検査の徹底
 - (1) 高齢者施設等の検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化
 - ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施すること。当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施すること。
 - ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えている都道府県においては、①について至急取り組むこと。

(2) 自費検査を実施した場合の補助

保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)に関するQ&A(第2版)(令和2年7月28日)等において示しているとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助の対象になること。

2. 高齢者施設等団体での相談窓口の設置

個別の施設から検査の実施を都道府県等に求めたにもかかわらず、速やかに検査が実施されない場合に、高齢者施設等団体に設置する相談窓口に情報提供いただき、高齢者施設等団体から情報提供を受けた厚生労働省において必要に応じて都道府県等に善処を求めることとしているので、御了知いただきたい。

(参考)

- 医療機関、高齢者施設等の検査について(再周知)(11月16日事務連絡)
 https://www.mhlw.go.jp/content/000695267.pdf
- 新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針(9月15日事務連絡)https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf
- ・医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について(10月 16日事務連絡)https://www.mhlw.go.jp/content/000683611.pdf
- 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 病原体検査の指針 (第2版) (11月 10日事務連絡) https://www.mhlw.go.jp/content/000693595.pdf
- 新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q&A について (8月21日 事務連絡) https://www.mhlw.go.jp/content/000661726.pdf